

## 台風 19 号により被災された皆様へ

このたびの台風 19 号により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、1 日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

J A 共済では、被害を受けられたご契約者さま・ご利用者さまに対して、下記のお取扱いを実施しております。

### 1. 共済証書貸付にかかる利息免除について

新規の共済証書貸付の利息を次のとおり免除させていただきます。

対象者	台風 19 号により被災し、災害救助法適用地域に居住されているご契約者さま
利率	年 0.0%
受付期間	令和 2 年 1 月 10 日借入申込（借入請求）分まで
利息免除期間	貸付期間と同じ（貸付日から最長 1 年間）
適用借入申込日	借入申込日（借入請求日）が令和元年 10 月 12 日以降

### 2. その他のお取扱いについて

共済約款上で定められた期限内にお申込みやお手続き等をいただくことが困難な場合、その期限を令和元年 12 月 12 日まで延長してお取扱いさせていただきます。

対象契約	台風 19 号により被災し、災害救助法適用地域に居住されている方を契約者、被共済者または共済金の受取人とする共済契約
------	--

<お取扱いの例>

- ・失効中の共済契約に係る復活期間の延長
- ・共済証書貸付の返済の期限の延長

詳細につきましては、お近くの J A までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。